

「国立大学法人法改正」

2024年02月12日

2020年、菅義偉前首相の時代、日本学術会議会員に推薦された人の中から6名が任命を拒否された。拒否された理由は明らかにされていないが、明らかに、政権の政策に疑義・反対を表明する学者たちが拒否されたと言って間違いないだろう。権力が学術・思想に関与すべきではないと反対運動が展開されたが、未だに、決着がついていない。自由が保障されるべき学術・思想に権力が手を突っ込むことだと、私はイヤな時代になったと思った。

2004年、国立大学が法人化（以下一国大法人法）され、大学が株式会社と同じ原理で運営されるようになった。政府の大学への関与、大学に対する国の統制が強化されてきた。学術会議会員を拒否するような学問への政府の干渉は、以前から、既に進められていた。

2023年12月、「国立大学法人法の一部を改正する法律（以下一改正国大法人法）」が成立した。また、イヤなことが起こったと思われた。岩波の月刊誌『世界』の2月号に、お茶の水女子大学の米田俊彦氏が、「国立大学法人法改正 運営方針をめぐる謎」と題して、この法律の問題性を指摘した論考を寄稿している。紹介し、私見を述べたい。

米田氏は、改正国大法人法が国会に提出された時、大学横断ネットワークで、「大学の自治に死刑を宣告する国大法人法『改正』案の廃棄を求めます」と呼びかけ、署名活動を行った。国大法人法が成立し、国の統制が強まったが、改正国大法人法が成立すれば、大学の自治、学問の自由に「とどめが刺されてしまう」と危惧したので、「死刑を宣告する」という強い言葉が自然に浮かんだと言う。

この法律のポイントは、特定国立大学法人（東大、京都大、東北大、大阪大、名古屋大および岐阜大を運営する東海国立大学機構の五法人が指定される予定）に強制的に設置される運営方針会議（以下一会議）である。会議は大学の方針、運営などの重要事項を決定し、方針通りに運営されていないと判断した場合には、改善を要求することができることだ。民主的な教授会は不要となる訳である。会議は、三人以上の委員と学長とで構成される。学長選考・監察会議との協議を経て、文科大臣の承認を得たうえで、学長が委員を任命する。委員は形の上では学長が任命するが、委員は文科大臣が承認する。文科大臣が承認をためらう人（たとえば軍事研究を大学で行うことを明確に否定する人）を会議の委員に選ぶことはないだろう。文科省（時の政府）の政策に合致する人を選ぶことは目に見えている。「東京新聞」の1月18日の朝刊で、ジャーナリストの二木啓孝氏は、改正国大法人法は、「政府や財界の意向に沿った大学運営が可能となり、大学の自治を崩壊させかねない」と指摘している。この法が他の大学、公立、私大にも適応されていくのではないか。

米田氏は、1886年（明治19年）の「帝国大学令」の第一条、「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル学術技芸ヲ教授シ及其蘊ヲ攷究スルヲ以テ目的トス」を記し、過去に戻ってしまうのかと危惧している。そして、「自由のない大学で研究が活性化するはずがない。社会がそのことに気づいた時、『学問の自由』『大学の自治』が再生することを期待したい。今回の国立大学法改正問題は、歴史的にものを考えなければならないような大問題と言えるだろう」と締めくくっている。改定国大法人法は廃棄すべきである。

集団的自衛権の行使を可能とした安保法制が決議され、敵基地攻撃能力が認められ、米国兵器の爆買いが進み、沖縄南西諸島はミサイル基地化している。これらは、言わば、ハードな軍拡である。学問、思想を権力で抑え込むのは、言わば、ソフトな懐柔である。この懐柔が進行すると、ボディブローのように利いて、日本社会がひっくり返って行くのではないか。船は片方ばかりに重心がかかると転覆することを覚えておきたい。